

鳥取県選挙管理委員会告示第43号

鳥取県選挙管理委員会から公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 5 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市青谷町就業改善センター	鳥取市青谷町青谷 4082-1
鳥取市福部町福田地区コミュニティセンター	鳥取市福部町中 360
鳥取市河原町片山集会所	鳥取市河原町片山 1033-1
鳥取市鹿野町越水集会所	鳥取市鹿野町今市 634
鳥取市鹿野町中園西集会所	鳥取市鹿野町中園 123-4
鳥取市鹿野町桜馬場集会所	鳥取市鹿野町今市 71-4